

岐阜労働局 発表
平成 27 年 2 月 5 日 (木)

担 当	岐阜労働局労働基準部監督課	
	監督課長	松野 明広
	監察監督官	吉田 武己
	電話 058-245-8102	

平成 26 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果

—岐阜県内で重点監督を実施した 90.6%の事業場に法令違反—
—1 か月の時間外・休日労働 100 時間超え 34.0%—

岐阜労働局（局長 佐々木秀一）では、昨年 11 月に実施した「過重労働解消キャンペーン」期間に、県内 7 労働基準監督署（以下「監督署」という。）において実施した重点監督の結果を取りまとめましたので、お知らせします。

なおこの重点監督は、長時間労働削減推進本部（本部長：塩崎恭久 厚生労働大臣）の指示の下、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、9 割を超える事業場で違法な時間外労働などの労働基準関係法令違反を確認したため、それらの事業場に対して、是正・改善に向けた指導を行いました。

1 過重労働解消キャンペーン重点監督の結果 （詳細は別紙 1）

重点監督の結果の概要

- | | | |
|-----|--|---------------|
| (1) | 岐阜県内で重点監督を実施した事業場数 | 53 事業場 |
| (2) | 違反状況 | |
| | <u>48 事業場（全体の 90.6%）において何らかの労働基準関係法令違反</u> | |
| | （上記（1）のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場） | |
| ① | 違法な時間外労働があったもの | 39 事業場（73.6%） |
| ② | 賃金不払残業があったもの | 11 事業場（20.8%） |
| ③ | 過重労働による健康障害防止措置が実施されていなかったもの | 3 事業場（5.7%） |

- (3) 健康障害防止に係る指導状況
 (上記(1)のうち、健康障害防止のため、指導票を交付した事業場)
- | | |
|------------------------------|----------------|
| ① 過重労働による健康障害防止措置が
不十分なもの | 38 事業場 (71.7%) |
| ② 労働時間の把握方法が不適切なもの | 6 事業場 (11.3%) |
- (4) 重点監督において把握した実態
 重点監督時に把握した1か月の時間外・休日労働時間が最長の者の実績
- | | |
|---------------|----------------|
| ① 80時間超え | 29 事業場 (54.7%) |
| ② ①のうち100時間超え | 18 事業場 (34.0%) |

重点監督において是正勧告等を行った、違反・問題等の主な事例は、次のとおりです。

違反・問題等の主な事例

【事例1】卸売業において、繁忙期において1か月あたりの時間外・休日労働の合計が150時間を超える月が2回あるもの。また一部の所定休日に係る勤務について適正に割増賃金が支払われていないもの。

【事例2】小売業（スーパーマーケット）において、1か月あたりの時間外・休日労働の合計が100時間を超える月があるにもかかわらず、当該労働者に対し法で定められた医師の面接指導制度が設けられておらず、必要な健康障害防止措置が取られていないもの。

【事例3】輸送機械部品製造業において、1か月あたりの時間外・休日労働の合計が100時間を超える月が8回もあり、時間外・休日労働に関する協定に定められた限度時間が守られていないもの。

2 これまで及び今後の対応

上記1の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、是正に向けた指導を行いました。

是正がなされていない事業場については、引き続き、是正の確認及び指導を行います。

それでもなお、法違反を是正しない事業場については、司法処分を含めた厳正な態度で臨むこととしています。(司法処分とされた場合は、企業名等が公表されることがあります。)

今後とも、引き続き過重労働の解消のため、問題があると思われる企業等に対し、監督指導を行っていきます。

「過重労働解消キャンペーン」における「重点監督」の実施状況

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 「重点監督」の実施状況

「過重労働重点監督月間」中、53 事業場に対して重点監督を実施し、このうち 48 事業場（90.6%）で何らかの労働基準関係法令違反が認められました。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 39 事業場（73.6%）、賃金不払残業があったものが 11 事業場（20.8%）でした。

表 1

監督実施 事業場数	違反件数 (違反率)	違反状況 (違反率)		
		労働時間	賃金不払残業	健康障害防止
53	48	39	11	3
	90.6%	73.6%	20.8%	5.7%

表 1 「重点監督」の実施件数等

(注1) 労働時間違反 [36 協定なく時間外労働を行っているもの、36 協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。] の件数を計上しています。

(注2) 健康障害防止違反 [労働安全衛生規則第 22 条 (衛生委員会において、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行っていないもの。) 及び労働安全衛生法第 66 条の 8 違反 [1 月あたり 100 時間以上の時間外労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。] を計上しています。

2 重点監督において把握した実態

○ 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

「過重労働重点監督」実施時に時間外・休日労働時間が最長の者を確認したところ、29 事業場（54.7%）において時間外・休日労働時間が 1 月 80 時間を超えており、このうち 18 事業場（34.0%）において 1 月 100 時間を超えていました。

表 2 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働 があった事業場数	1 月あたり 45 時間以下	1 月あたり 45 時間超え 80 時間以下	1 月あたり 80 時間超え 100 時間以下	1 月あたり 100 時間超え 150 時間以下	1 月あたり 150 時間超え 200 時間以下
39	7	3	11	15	3

3 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

○ 過重労働による健康障害防止のための指導状況

「過重労働重点監督」を実施した 83 事業場のうち 36 事業場に対し、長時間労働を行った労働者に医師による面接指導を実施することなどの過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導しました。

表 3 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	面接指導の実施	衛生委員会等における調査審議の実施	面接指導等の実施に係る体制の整備等
38	13	20	12
71.7%			

(注1) 指導事項は、重複があり得ます。

(注2) 2 ないし 6 月で平均 80 時間を超える時間外労働を行っている労働者又は 1 月 100 時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上しています。

(注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上しています。

(注4) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上しています。